【1998 年 3 月 18 日】女性の年金について
厚生省年金局

女性の年金について
平成 10 年 3 月 18 日
厚生省年金局

女性の生活形態（ライフスタイル）の多様化と年金制度

現行年金制度が想定しているライフスタイル（専業主婦世帯モデル）

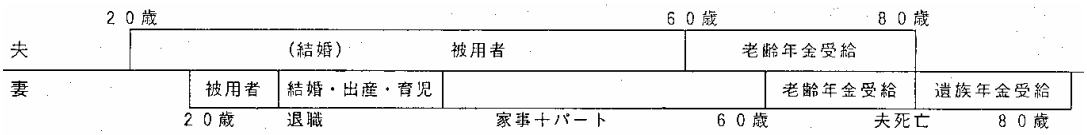

生活形態（ライフスタイル）の多様化とそれに伴う現行制度に対する意見

単身者の増加(晩婚化・若年離婚の増加)	○　女性の単身者世帯は、専業主婦世帯に比べ年金給付額が低く(専業主婦世帯では基礎年金が 2 人分支給される)、遺族年金を受ける権利もない。それにもかかわらず、有配偶者と保険料率が同じであるのは不公平ではないか。
共働き世帯の増加	○　専業主婦は、パート労働を行っても一定限度までは保険料が賦課されない上に自分名義の基礎年金も支給されるのは不公平ではないか。 ○　遺族年金を受けると結果的に自分の納めた厚生年金保険料が掛け捨てになるのは不公平ではないか。
離婚の増加	○　結婚期間中の「内助の功」が評価されるべきであるのに、離婚すると遺族年金は受けられず、後妻には遺族年金が支給されるのは不公平ではないか。

専業主婦の生活形態(ライフスタイル(出産・育児・介護等))への対応に加え、単身生活や共働き生活といった女性の生活形態(ライフスタイル)の多様化にもより対応できる年金制度にすべきとの意見があるがどう考えるか。

女性の年金問題について

- 世代間の給付と負担の均衡に関する不公平感の高まり　←選択肢で議論を喚起
- 女性の生活形態(ライフスタイル)の多様化

⇒世代内の給付と負担の均衡に関する不公平感の高まり

⇒女性の年金に関する論議

女性の年金と社会保険方式

保険原理	社会保険方式	必要に応じた所得保障
・民間金融商品（私的保険原理） 給付と負担との間に厳密な関連性	必要給付+応能負担	・生活保護 ・無拠出年金 負担の有無に関係なく必要な額を支給

女性の年金の観点から見た社会保険方式の長所

1. 保険集団内で必要に応じた所得再分配が可能であり、女性の多様な生活形態(ライフスタイル)に対応できる。
2. 世帯単位での給付と負担の均衡を図ることにより、公平感を確保している。

年金制度を「個人単位化」した場合に予想される最終的な姿

○「個人単位化」とは、女性が、未婚・既婚、就労の形態、夫の収入などの環境等の違いによって給付と負担の均衡に不公平が生じないようにすることではないか。

↓

○個人単位化を進めると、個人単位での私的保険原理の導入(給付と負担の関係の明確化)

↓

○具体的には、　○第 3 号被保険者にも個々に負担を求める。
○遺族年金は廃止。
○世帯単位での給付設計を見直し、給付水準を引き下げる。

↓

○女性の置かれている社会実態を勘案すると、公的年金制度に期待される老後の必要に応じた所得保障機能が失われることにならないか。

第 3 号被保険者制度について

被扶養配偶者(主にサラリーマンの妻、以下専業主婦という。)には通常負担能力がないことから、独自に負担を求めることをせず、被用者全体の保険料拠出により基礎年金の受給権を確保している。出産・育児・介護等の多様な専業主婦の生活形態(ライフスタイル)にも配慮し、無年金・低年金者の発生を防止している。

現行制度に対する意見

○　専業主婦の保険料を専業主婦世帯以外に共働き世帯や単身世帯が拠出させられているのはおかしいのではないか。

○　学生や自営業者等の妻が保険料負担しているのに専業主婦が負担しないのは不公平ではないか。

1．現行制度を維持する考え方

社会保険においては、負担能力がある者に負担を求め、必要性を考慮して給付を行うという考え方にたって所得再分配が行われており、所得のない専業主婦に必要な費用を被用者全体で負担する仕組みは合理性があると考えられる。

2．現行制度の修正を求める意見

a．専業主婦と自営業者等の主婦が同様の負担をするよう第 3 号被保険者本人に定額保険料負担を求める。

→①　無年金・低年金の高齢女性が発生することが予想される、

②　多様な女性の生活形態(ライフスタイル)に対する配慮に欠ける、

などの問題があり、公的年金の所得保障機能を低下させることにならないか。

b．世帯単位での負担の仕組みを維持しつつ、専業主婦の保険料を夫の厚生年金保険料率に上乗せして負担を求める。

→①　事業主は雇用関係のない専業主婦の保険料を負担する義務があるのか、

②　専業主婦を持つサラリーマンの年金保険料が相対的に上昇するため、事業主が雇用を敬遠する恐れがある、

③　事業主が被用者の専業主婦の有無、当該専業主婦の就労の有無及び所得水準を確認する義務が生じる、

④　今後、段階的に保険料が上昇する際に 2 通りの保険料率があると高い方の保険料率が負担の限界として考えられることとなり､給付総額の抑制の要請が高まる、

⑤　結婚退職・出産退職に対して抑制的な効果が予想されるが少子化との関係をどう考えるか、

などの問題があるがどう考えるか。

世帯単位でみた給付と負担の均衡

○　専業主婦世帯・共働き世帯ともに、所得が同一であれば同一の負担をしている。

○　専業主婦世帯・共働き世帯ともに、負担が同一であれば負担に応じて同一の給付となる。

専業主婦世帯(世帯所得 50 万円)

〈負担〉		〈給付〉	
夫	50 万円×17.35/2=4.3 万円	夫	50 万円分の厚生年金 基礎年金
妻	0 円	妻	基礎年金
世帯計	4.3 万円	世帯計	50 万円分の厚生年金+2 人分の基礎年金

共働き世帯(世帯所得 50 万円)

〈負担〉	〈給付〉
夫　30 万円×17.35/2=2.6 万円 妻　20 万円×17.35/2=1.7 万円 世帯計　4.3 万円	夫・妻 { 30 万円分の厚生年金 基礎年金

(注)給付における 50 万円、30 万円、20 万円は、裁定時の標準報酬月額の平均ではない。

第 3 号被保険者本人が定額保険料を負担することとした場合

○　専業主婦世帯の負担が増加し、共働き・単身世帯の負担は減少する。特に低所得の専業主婦世帯の負担が大きく増加。

○　第 3 号被保険者本人が支払う定額保険料の総額は、厚生年金保険料率の 1.35%相当に換算される。

【参考ー個別世帯への影響】(平成 10 年度時点で、仮に試算した場合)

前提:○　第 3 号被保険者が第 1 号被保険者として 13,300 円/月の定額保険料を厚生年金保険に納め、その保険料収入に見合う分だけ、第 2 号被保険者の厚生年金保険料を引き下げることとした場合の試算(平成 10 年度予算値、負担額は本人負担分のみ)。

○　厚生年金保険料率を引き下げない考え方もある。

保険料率の変化　現行:17.35%　(本人負担分;8.675%)

変更後:16%　(本人負担分;8%)

夫:月収 50 万円・妻:専業主婦

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	43,375 円	40,000 円
妻	―	13,300 円
計	43,375 円	53,300 円
	負担の変化	+9,925 円

夫:月収 25 万円・妻:専業主婦

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	21,688 円	20,000 円
妻	―	13000 円
計	21,688 円	33,300 円
	負担の変化	+11,612 円

夫:月収 30 万円・妻:月収 20 万円

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	26,025 円	24,000 円
妻	17,350 円	16,000 円
計	43,375 円	40,000 円
	負担の変化	▲3,375 円

夫:月収 15 万円・妻:月収 10 万円

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	13,013 円	12,000 円
妻	8,675 円	8,000 円
計	21,688 円	20,000 円
	負担の変化	▲1,688 円

専業主婦がいるサラリーマンの夫の保険料に専業主婦の保険料を上乗したこととした場合

○　専業主婦世帯は同一所得でも共働き世帯に比べて重い負担を課せられることとなり、同一所得・同一負担の原則が崩れる。

【参考―個別世帯への影響】(平成 10 年度時点で、仮に試算した場合)

前提:○　第 3 号被保険者は、平均的に第 1 号被保険者と同額の保険料を配偶者の保険料に上乗せする形で厚生年金保険に納め、その保険料収入に見合う分だけ第 2 号被保険者である厚生年金保険料を引き下げることとした場合の試算。なお、配偶者の有無による一般男子の標準報酬月額の違いを考慮し、事業主も専業主婦の保険料を負担(労使折半の使用者分)するものとした(平成 10 年度予算値、負担額は本人負担分のみ)。

○　厚生年金保険料率を引き下げない考え方もある。

保険料率の変化　現行:17.35%　(本人負担分;8.675%)

変更後:専業主婦世帯の世帯主;19.3%　(本人負担分;9.65%)

それ以外;16%　(本人負担分;8%)

夫:月収 50 万円・妻:専業主婦

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	43,375 円	48,250 円
妻	―	―
計	43,375 円	48,250 円
	負担の変化	+4,875 円

夫:月収 25 万円・妻:専業主婦

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	21,688 円	24,125 円
妻	―	―
計	21,688 円	24,125 円
	負担の変化	+2,437 円

夫:月収 30 万円・妻:月収 20 万円

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	26,025 円	24,000 円
妻	17,350 円	16,000 円
計	43,375 円	40,000 円
	負担の変化	▲3,375 円

夫:月収 15 万円・妻:月収 10 万円

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	13,013 円	12,000 円
妻	8,675 円	8,000 円
計	21,688 円	20,000 円
	負担の変化	▲1,688 円

パートタイム労働者の年金問題

〇現行制度に対する意見

1. パートタイム労働者の地位及び福祉の向上

パートタイム労働者の多様な就労形態を勘案しつつ、なるべく厚生年金保険の被保険者とするとの原則に立って、厚生年金保険の適用拡大を図っていくべきではないか。

2. 保険料を負担する者の拡大の必要性

年金財政負担の軽減の観点から、できるだけ多くの者に厚生年金保険が適用される

ようにすべきではないか。

3. 負担の公平性

(1) 企業間の負担の不公平

第 3 号被保険者は厚生年金保険料負担をしておらず、第 3 号被保険者の代わりに厚生年金保険適用の労働者及び企業が負担している。厚生年金保険の適用を拡大することにより企業間の負担の公平性を確保すべきではないか。

(2) 就労調整

年収を 130 万円未満に抑えたり、1 週間あたりの労働時間を 30 時間以内にとどめる(4 分の 3 基準問題)などの就労抑制を行うことにより公的年金の保険料負担を免れているとの指摘があるが、何らかの方策をとるべきではないか。

〇現行制度の修正を求める意見

4分の3基準の引下げによりパートタイム労働者にも厚生年金の適用を拡大するべきではないか。

検討を要する課題

1. 妻の厚生年金保険の給付額が増加するに伴って世帯単位での年金給付額は増加することから、世帯単位の給付設計を見直し給付水準を引き下げるべきではないか。

2. 就労日数・就労時間・雇用契約期間、賃金等が多様なパートタイム労働者に対してどのような客観的適用基準を作り厚生年金保険を適用していくのか。また、医療保険、労働法規、税制との調整が必要なのではないか。厚生年金保険と国民年金の適用区分をどのように取り扱うのか。

※ 派遣労動業界や従業員数の少ない事業主からは、厚生年金保険・国民年金(第 1 号被保険者)の選択制の導入等の要望がある

3. 低賃金パートタイム労働者に対して一般の被保険者と同じ保険料率で負担を求めてもよいか(特に月収 9 万 2 千円未満の者)。仮に、パートタイム労働者の負担能力を勘案して厚生年金保険料を国民年金保険料より著しく低く設定すると第 1 号被保険者との均衡を損なうのではないか。

4. 事業主、パートタイム労働者(特に第 3 号被保険者の場合)自身が、厚生年金保険の適用を受けることを望んでいるのか。

5. 現行制度においては、高齢者がパートタイム労働者として働く場合、保険料の負担はなく、在職老齢年金制度による支給制限も適用されていない。厚生年金保険の適用拡大に伴い、高齢者は保険料を負担するとともに在職老齢年金制度による支給制限を受

けることとなるが、これをどのように考えるか。

6. 厚生年金保険の適用拡大を図るにしても、厚生年金保険の適用されないパートタイム労働者が残った場合には、これを第 1 号被保険者とするか第 3 号被保険者とするかの基準額の設定が必要となる。その際、基準額をめぐって引き続き就労調整が行われることが予想されるが、これをどのように考えるか。

給付と負担の変化のイメージ

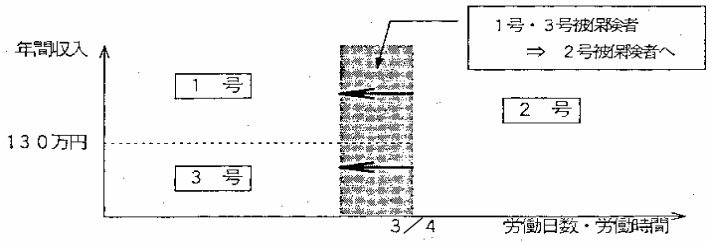

	適用	負担の変化	将来の給付の変化
1 号	一部 2 号に	国年保険料⇒厚年保険料 *1	基礎年金⇒基礎年金+厚生年金
2 号	―	一概にいえない *2	―
3 号	一部 2 号に	0 円⇒厚年保険料	基礎年金⇒基礎年金+厚生年金
事業主	厚生年金保険加入者が増加するため、保険料負担は増加。保険料率は一概にいえない *2		

*1 平成 10 年度現在の国民年金・厚生年金保険の保険料(率)を当てはめると、厚生年金保険適用後の標準報酬月額が 150 万円以下の者は自己負担分が減少し、16.0 万円以上の者は自己負担分の増加となる。

*2 第 1 号・第 3 号被保険者の一部が第 2 号被保険者となることで保険料収入(事業主負担分を含む)が増加するが、将来の厚生年金保険給付が増加することとなるため、最終保険料率への影響は一概にいえない。

就労調整問題について

現行制度に対する意見…第 3 号被保険者は一定の収入(130 万円)があると第 1 号被保険者の適用を受け、定額保険料の負担を求められることから就労を調整するとの指摘がある。

1. 現行制度を維持する考え方

就業行動の決定には、家庭の状況や本人の就労意欲の他、労働需要側の要因も関係しており、被扶養配偶者認定基準が実際にどの程度就業行動に影響を及ぼしているかは明らかではない。また、税制や配偶者手当等においても被扶養配偶者認定基準を設定しており、公的年金制度においても一定の水準以下の低所得者被扶養配偶者に対する配慮が必要であると考えられる。

2．現行制度の修正を求める意見

a．　段階的な保険料の導入(収入が増加しても可処分所得が減らないように収入に応じて逓増する国民年金保険料)

→　国民年金は自営業者等の所得把握が困難なことから定額拠出・定額給付の年金制度となっている。被扶養配偶者のみを所得比例負担とすることは国民年金制度全体の変更につながり困難ではないか。

b．被扶養配偶者認定基準(130 万円基準)の引上げ

→　保険料免除基準までの就労が促進されるなど一定の効果があるものの、

①　保険料免除基準を超える就労は逆に抑制される可能性があること、

②　賦課対象の拡大という従来からの流れに反すること、

③　低賃金の第 2 号被保険者の負担との均衡、

などの問題があるのではないか。

c．被扶養配偶者認定基準(130 万円基準)の引下げ

→　賦課対象の拡大につながり、学生や自営業者等の妻との負担の不公平感は緩和されるものの、

①　第 3 号被保険者制度の本来の目的である必要に応じた所得保障が縮小する、

②　現状よりも低い収入基準で就労調整が発生し、パート労働が抑制されることになる、

などの問題があるのではないか。

遺族年金について

遺族年金は、被保険者が死亡した時点において生計を維持されていた遺族に対して必要に応じて所得保障を行うものであり、その費用は被保険者等が配偶者の有無を問わず一律に負担している。

現行制度に対する意見…○　サラリーマン世帯の専業主婦の遺族年金に必要な費用を単身者世帯や共働き世帯が負担しているのは不公平であり、また、遺族年金給付のために就労も抑制されていることから遺族年金は廃止すべきではないか。

○　老齢年金給付の場合は世帯として同一の保険料負担をすれば同一給付となる。遺族年金給付の場合は、同一負担であっても共働き世帯より専業主婦世帯の遺族年金給付が高いのは問題ではないか。

1．現行制度を維持する考え方

現行の遺族年金は女性の就業が一般的でなく、夫の死亡後の妻の年金保障が必要であるとの社会実態を前提に設けられており現在も廃止するのは適当でない。また遺族の態様に

あわせて必要性に応じ適切な給付を行っており、自分の年金をもつ女性と専業主婦を比較して給付水準を設定することは適切でない。

2. 現行制度の修正を求める意見

a. 遺族年金を廃止する。

→・　第 3 号被保険者に定額保険料を求める場合と同様の問題が生ずる。遺族年金を廃止することで給付と負担の公平性は明確となり、就労調整もなくなるが、公的年金の所得保障機能を低下させることにならないか。

・　仮に遺族年金を廃止して遺族年金給付を希望する夫から遺族年金保険料を任意に徴収することとしても、夫の体調が悪くなってから遺族年金保険料を払い始めるなどの逆選択の問題があるのではないか。

b. 遺族年金給付における世帯単位での給付と負担の不均衡を問題視する立場に立った考え方

→　共稼ぎ世帯に対しては現行でも手厚い給付設計となっており、むしろこの是正が前提になるのではないか。また、遺族年金給付の支給割合を 4 分の 3 にしたままの場合には、給付費の増大をもたらすことから遺族年金の給付水準の見直しにつながるのではないか。

遺族年金給付における世帯単位での給付と負担の不均衡を問題視する立場に立った考え方

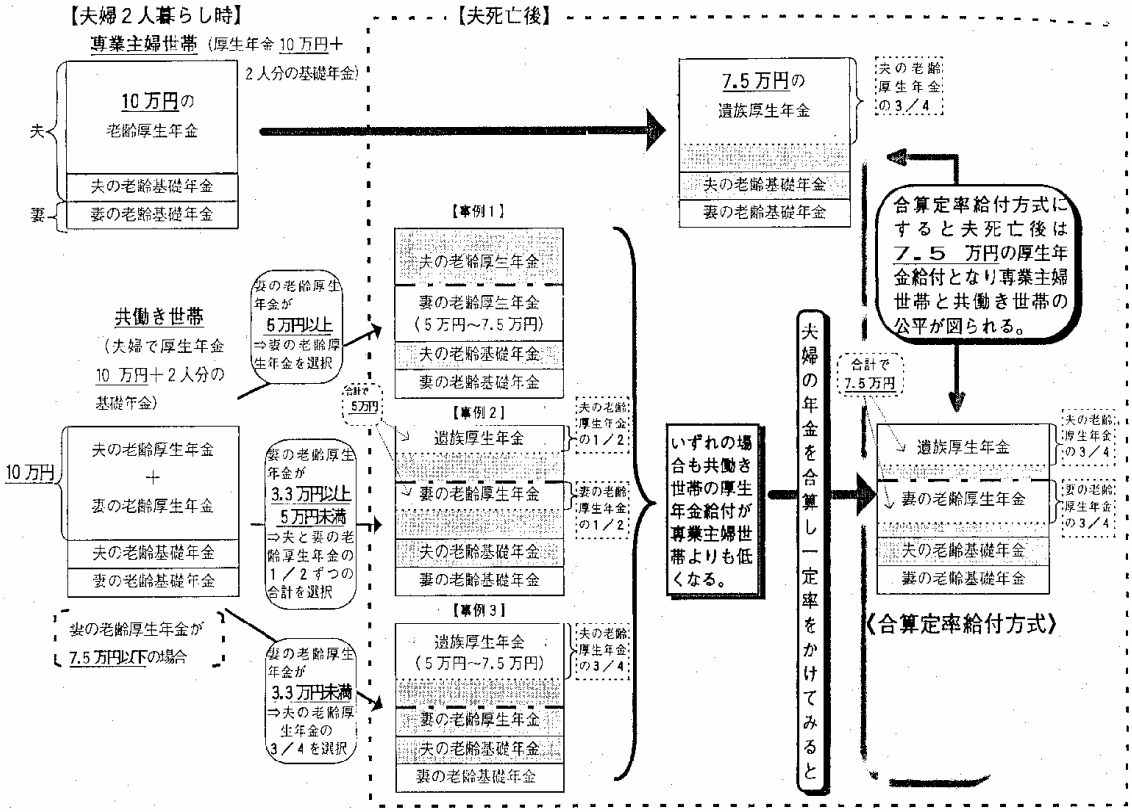

年金分割について

サラリーマン世帯の場合、専業主婦は第 3 号被保険者となることで本人が負担することなく本人名義の基礎年金を受給することができる。しかし、厚生年金保険については夫が保険料を負担した場合には夫の名義でのみ給付が行われるため、妻には老齢厚生年金の給付はなく、離婚した場合は遺族厚生年金を受給できなくなる。

現行制度に対する意見…離婚女性は老後自分の老齢基礎年金のみで生活せねばならず、老後の生活における所得保障として十分でないと考えられる。婚姻期間中の内助の功を評価して夫の厚生年金を分割しても、世帯単位の給付と負担の均衡は保たれることから、基礎年金と同様に厚生年金についても妻名義の受給権を賦与すべきではないか。

1. 現行制度を維持する考え方

我が国においては、夫婦の婚姻期間中において取得した財産については当然半分は妻のものだという考え方が定着しているとはいいがたく、また、妻の財産権は離婚の際に財産分与請求権等の行使により調整されていることから年金分割制度を導入することは適当でない。

2. 現行制度の修正を求める意見

a. 離婚分割:離婚時に夫婦それぞれの老齢年金を合算して分割すること。または、希望する夫婦に対して分割を認めること。

→　離婚分割が現在の国民の意識になじむかどうか。

→　夫婦別産制をとっている現行民法との関係をどう考えるか。

→　一方の配偶者だけに原因のある離婚については年金分割を行う必要がないのではないか。分割するとしても離婚に至った全体の状況を勘案する必要があり、年金行政では対応できないのではないか。

b. 賃金分割:現役時代の夫婦の賃金を 2 分割し、夫婦同額の保険料負担に基づき、夫婦同額の老齢厚生年金を給付すること(長期要件の遺族厚生年金は廃止)。

→　賃金分割が現在の国民の意識になじむかどうか。

→　夫婦別産制をとっている現行民法との関係をどう考えるか。

→　税制においては 2 分 2 乗方式といった取扱いをしていないがどうか。

→　事業主は雇用関係のない専業主婦の保険料を負担する義務があるのかどうか。

現行の夫婦財産制の考え方

夫婦財産制
- 契約財産制
- 法定財産制
  - ○　別産制　(←現行民法が採用)
    - →　夫婦の形式的平等の原理を根底とし、夫婦が別々に財産を所有し管理するという考え方
  - ○　共有制　(←フランスで採用)
    - →　夫婦の実質的平等を図るために妻の寄与(内助の功)を評価し、婚姻中に取得した財産を共同所有とする考え方。
  - ○　管理共同制　(←旧民法が採用)
    - →　妻の特有財産を認めるが、その管理権、収益権が夫に帰属するという考え方。

日本の民法における夫婦財産制

①　契約財産制が優先。契約財産制を選択しなかったときは法定財産制が適用される（民§755）。

②　法定財産制としては基本的には夫婦別産制を採用（民§762Ⅰ）。

③　夫婦のどちらに帰属するか不明な財産については、夫婦の共有と推定される（民§762Ⅱ）。

○共有財産とされた例

- 共働きにより得た収入で夫名義で購入した不動産
- 生活費の一部を節約して得た妻名義の貯蓄

日本の民法における「内助の功」の評価

夫が妻の内助の功を得て財産形成した場合でも、夫に当該財産は帰属する。妻の内助の功は、財産分与請求権、相続権、扶養請求権等の行使により評価される。

(参考) ○昭和 36 年 9 月 6 日最高裁大法廷判決

民法§762 は夫と妻の双方に平等に適用されるものであり、たとえ夫婦が一つの協力体であって、配偶者の一方の財産取得に対して他方が常に協力的であっても、民法には財産分与請求権、相続権、扶養請求権等の権利が規定されており、夫婦相互の寄与に関してはこれらの権利を行使することで、結果において夫婦間に実質的な不平等が生じないように立法上の配慮がなされている。